

特定処遇改善加算について

特定非営利活動法人
神戸ライフ・ケア協会
理事長 神谷 良子

2019年の10月より介護報酬改定により「介護職員特定処遇改善加算」が新設されておりましたが、当法人は、2020年5月に特定処遇改善加算の申請を行いました。併せて従来の処遇改善加算についても現状の加算Ⅱから加算Ⅰへ変更申請も行いました。職員の皆様には以下の内容で周知をしています。

【1】 申請する加算届け出

(介護保険) 特定処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅰ

(障がい福祉) 特定処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅰ

※特定事業所加算の算定申請をしていないので特定処遇改善加算はⅡとなります

【2】 特定処遇改善加算の配分方法

A) 経験・技能のある介護職員

B) その他の介護職員

C) その他の職員

《特定処遇改善手当金額》：処遇改善加算と同様に、月々の支給分と年度末にまとめて支給することを併用する

【3】 処遇改善の変遷

平成21年10月 処遇改善交付金

平成24年4月 処遇改善加算となり介護報酬に取り込まれる

平成27年4月 キャリアパス要件が加わり職場環境要件も細くなる

令和1年10月 特定処遇改善加算開始

【4】 職場環境改善の取り組み

- 平成21年7月

登録ヘルパーの時給アップ30円～200円、パートヘルパーの時給アップ50円

職員に職務手当支給

- 平成26年7月

訪問回数手当、介護福祉士手当の変更（支給額アップ）

- 平成 27 年 4 月
給与体制の見直し キャリアパス要件既定の周知
- 平成 28 年 8 月
「キャリアパス制度・就労規則などの周知説明会」全常勤職員参加
日時：8/25・9/9 講師：多田社労士
「給与体制の説明及び労働条件通知書」の確認
個別面談：9/12・9/13・9/26
- 平成 31 年 4 月
サービス提供責任者活動手当増額
- 令和 2 年 5 月
特定処遇改善加算Ⅰ（介護保険）・特定処遇改善加算Ⅱ（総合支援）の申請
登録ヘルパーの時給アップ 150 円～300 円
- 令和 3 年 4 月
処遇改善加算・特定処遇改善の月々の支給を増額

【職場環境、処遇改善】

○資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・資格取得や質の向上のための費用を法人が負担、資格取得等の研修は有給扱いとする

○労働環境・処遇の改善

- ・就業規則の変更
育児、介護休業既定の変更（平成 28 年 7 月）
法定日数の倍の休暇を与え、育児・介護と仕事の両立を支援
有給休暇が取得しやすい環境の整備
定年延長→62 歳から 67 歳とし、その後本人の就業意思により 72 歳まで就労可能とする。
賃金既定の変更（令和 1 年 7 月）
- ・非正規職員から正規職員への転換

○心身の健康管理について

- ・健康診断、インフルエンザ予防接種の助成
- ・「こころ」の健康等の健康管理面の強化のため、年 1 度の法人側との面談に加え、必要時の面談
- ・損害賠償保険の福利厚生の実施、（医療保険・メンタルケアカウンセリングサービスの利用）
- ・腰痛予防・健康への取り組み